

「専門実践教育訓練給付制度」について

本校は令和5年4月から「専門実践教育訓練講座」の指定を受けております。

専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たすと、雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練講座を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部に相当する額（上限あり）をハローワークから給付する制度です。

支給条件や手続きに関する詳細は、厚生労働省のホームページまたはお近くのハローワークでお尋ねください。

令和5年5月9日

長岡赤十字看護専門学校